In brief

An overview of financial reporting developments

No. 2013-14
March 14, 2013

FASBが投資会社に関する基準の最終化に向けて前進

最新の動向

2013年3月13日、米国財務会計基準審議会（FASB）は会議を開き、国際会計基準審議会（IASB）との共同プロジェクトである「投資会社」について議論しました。FASBは、投資先ファンドに対する投資会社の持分の透明性を高めることを意図した開示案について議論しました。投資先ファンドについての開示は、FASBが投資会社に関する基準を最終化するうえで、最後に焦点を当てた領域です。

FASBは、この会議で、現行のプロジェクトからこの開示案を削除し、後日、再度検討することを決定しました。また、FASBは、投資会社に関する最終基準の公表を進めることも合意しました。

主な決定事項は？

背景

2012年10月31日、IASBは、現行の国際財務報告基準（IFRS）に対する修正という形で、最終基準を公表しました[1]。修正は、主に、特定の企業に対して、連結のガイダンスからの限定的な例外を設けることに焦点を当てたものでした。

FASBは、数カ月前、投資会社の定義について、コンバージェンスした新たな定義を仮決定しました[2]。しかしながら、FASBの当初の提案には、追加的な論点が含まれており、それには投資先ファンドに対して支配持分を有する投資企業についての連結に関する要求事項なども含まれていました。IASBの最終基準では、この論点を扱っていません。

再審議の過程で、FASBはこれらの要求事項を削除し、投資先ファンドに関する連結の従前のガイダンスを維持する決定を行いました。代わりに、FASBは、投資会社自身にとって重要であると判断した投資先ファンドについて追加の開示を要求することを決定しました。

---

[1] In brief 2012-49「IASB finalizes definition of an "investment entity"」（原文英語のみ）をご参照ください。（注： 同トピックに関する日本語による解説は、Straight away「IASB が IFRS 第 10 号を改訂し「投資企業」についての連結の例外を提示」をご参照ください）

[2] In brief 2012-12「FASB and IASB agree to principles-based definition for investment companies（FASB および IASB が、原則主義に基づく投資企業の定義に合意）」をご参照ください。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

3月13日会議における決定事項

当初の公開草案にはこの追加の開示が含まれていませんでした。そこで、FASBは、この新しい開示についてパブリック・コメントを募集するべきかどうかを判断するため、限定的なアウトリーチ活動を行うようスタッフに指示しました。受領したフィードバックにしたがって、FASBはこの開示案を現行の投資会社のプロジェクトから削除し、後日、単独のプロジェクトで検討することを決定しました。

次のステップは？

FASBは、近い将来、投資会社に関する最終基準を公表する予定です。最終基準には、投資先ファンドの開示に関するガイダンスは含まれません。この開示は、単独プロジェクトとして再検討される予定です。ただし、当該プロジェクトのタイムテーブルはまだ公表されていません。

発効日は？

FASBは、以前の会議において、2013年12月15日より後に開始する期中報告期間および年次報告期間よりこの最終基準を適用することを決定しています。早期適用は禁止される予定です。

In brief is designed to provide a timely, high-level overview of significant financial reporting developments. It is issued by the National Professional Services Group of PwC. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。